

第1号議案 補助第138号線中川橋梁地区関連

1-1 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第138号線の変更（東京都からの意見照会）

上記の議案を提出する。

令和7年11月 5日

提出者 足立区長 近藤 弥生

東京都市計画道路の内容を、別添計画図書のとおり変更するにあたり意見聴取する。

（提案理由）

東京都市計画道路の内容を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、東京都から足立区の意見を聞くための照会があった。

この照会に対して回答するため、足立区都市計画審議会に提案する。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第138号線

2 理由

幹線街路補助線街路第138号線（以下「補助第138号線」という）は、足立区江北二丁目から葛飾区東金町二丁目に至る延長約10.3キロメートルの路線である。

補助第138号線のうち、東京都市計画道路幹線街路環状第7号線から葛飾区南水元一丁目付近までの区間は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、優先整備路線に位置付けられており、足立区中川三丁目から葛飾区南水元一丁目までの区間は、一級河川中川を渡る橋りょう構造での整備を予定している。中川に新たな橋りょうを整備することにより、橋りょうの前後区間において高低差が生じることから、沿道の出入りを確保するため、副道を設置する。

このため、補助第138号線の一部幅員の変更等を行う。また、全線で車線の数を2車線に決定する。



7 都市基街第 218 号
令和 7 年 9 月 5 日

足立区長 殿

東京都

上記代表者 東京都知事 小池 百合子



東京都市計画道路の変更について（照会）
(東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 138 号線)

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴区の御意見を伺います。

なお、令和 7 年 11 月 21 日（金曜日）までに御回答願います。

3

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第138号線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	補 138	補助線街路 第138号線	足立区 江北二丁目	葛飾区 東金町二丁目	足立区 東綾瀬二丁目	約 10,360 m	地表式	2車線	16m	自動車専用道路と立体交差1か所 新交通2号線と立体交差 幹線街路放射第12号線と立体交差 幹線街路環状第7号線と立体交差 幹線街路と平面交差17か所	

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由：新たに整備する橋りょうの前後区間において、沿道の出入りを確保する副道を設置するため、変更する。

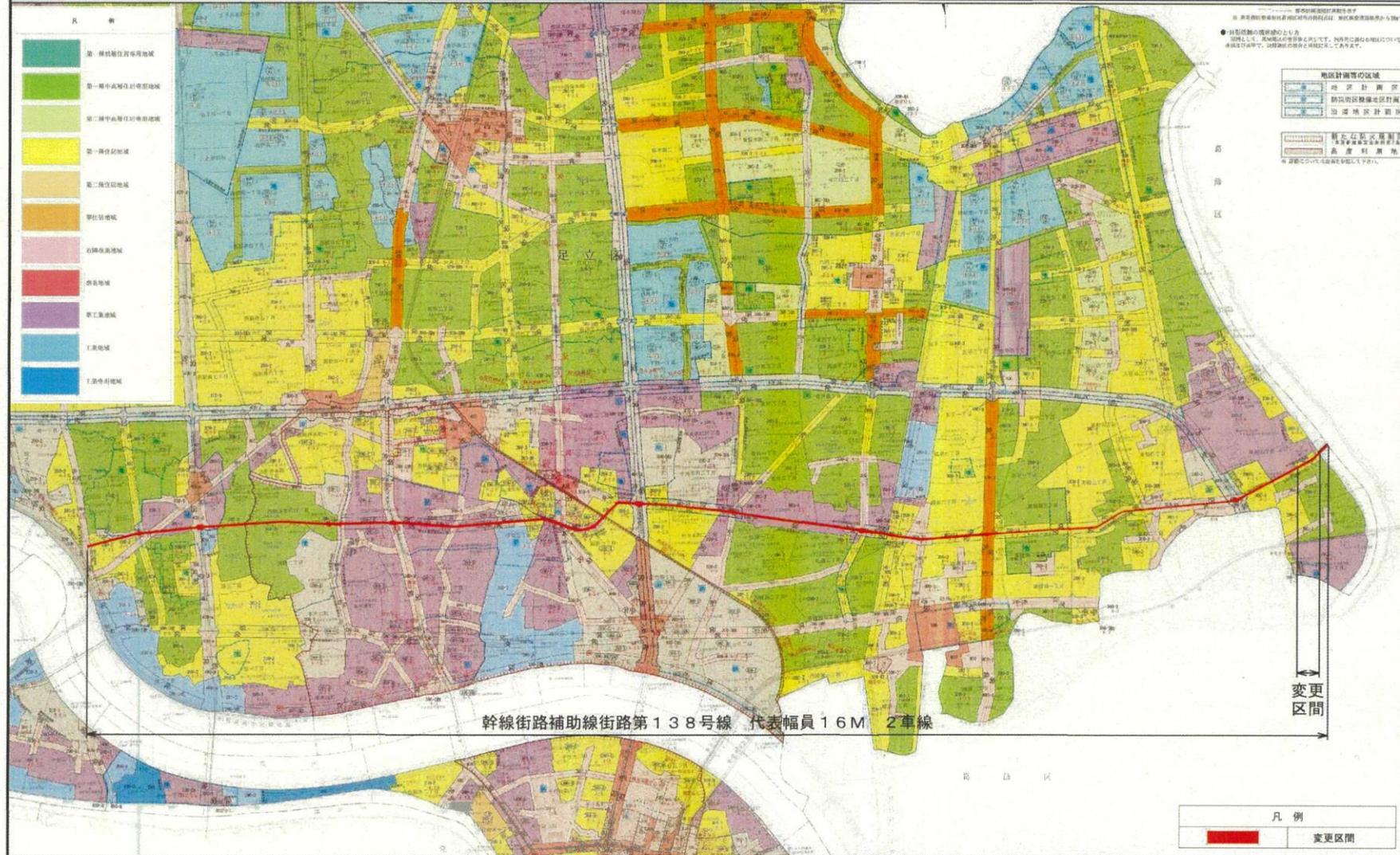
変更概要

名 称	変 更 事 項
補助線街路第138号線	1 一部幅員の変更 16m→16~32m (足立区中川三丁目~中川五丁目 延長約150m) 16m→16~27m (葛飾区南水元一丁目 延長約180m) 2 一部区域の変更 葛飾区南水元一丁目地内 3 車線の数の決定 2車線

東京都計画道路 幹線街路補助線街路第138号線 総括図

〔東京都決定〕

縮小版

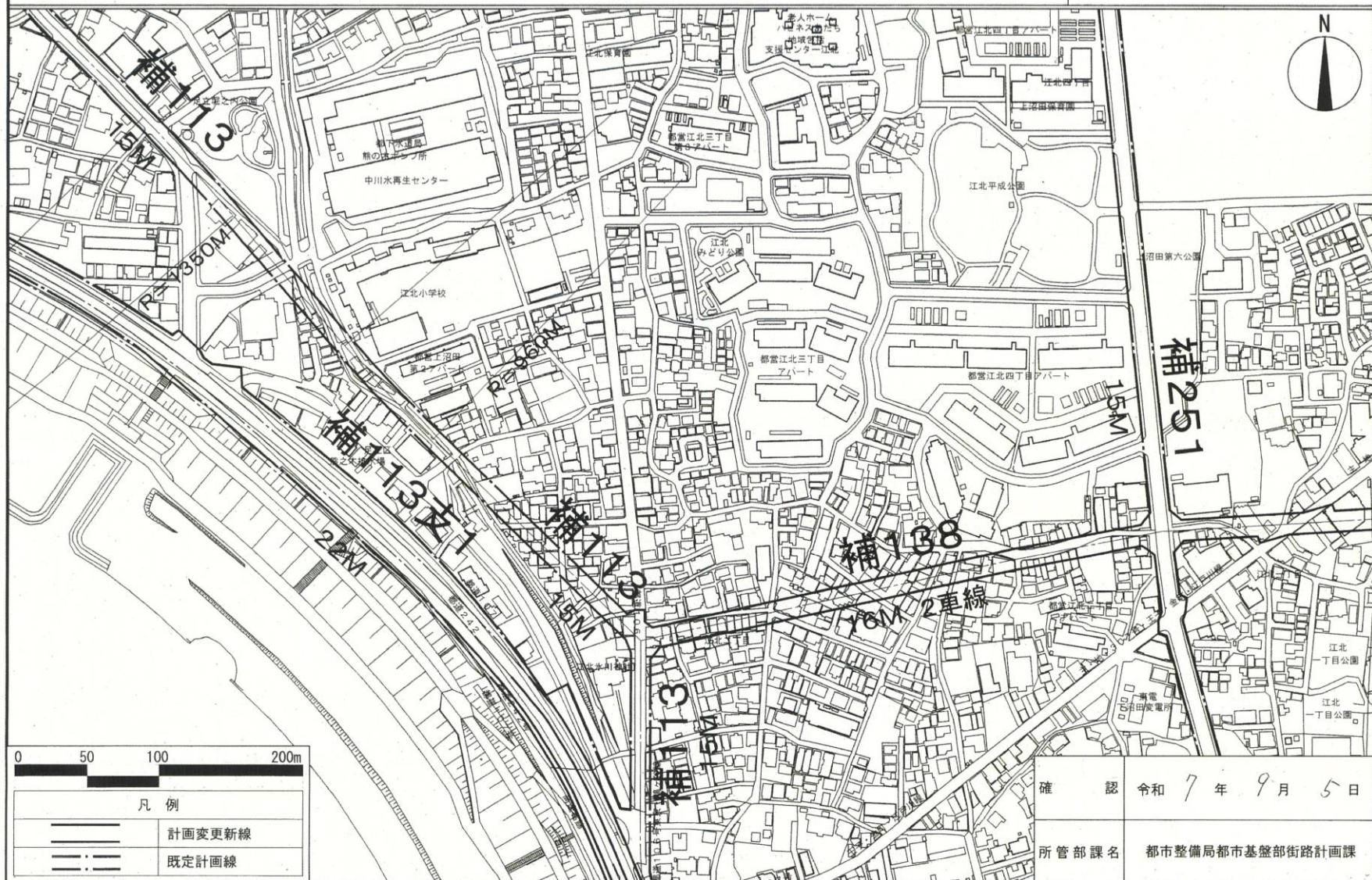




東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第138号線 計画図1

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平29閏公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1624号）して作成したものである。無断複写を禁ずる。
 （承認番号）6都市基街都第235号 令和6年12月4日

縮小版

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第138号線 計画図2

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



・この地図は、国土地理院長の承認（平29閏公第444号）を得て作成した東京都地形図（ $1:2,500$ ）を使用（6都市基交第1624号）して作成したものである。無断複写を禁ずる。
・（承認番号）6都市基街都第235号 令和6年12月4日

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第138号線 計画図3

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



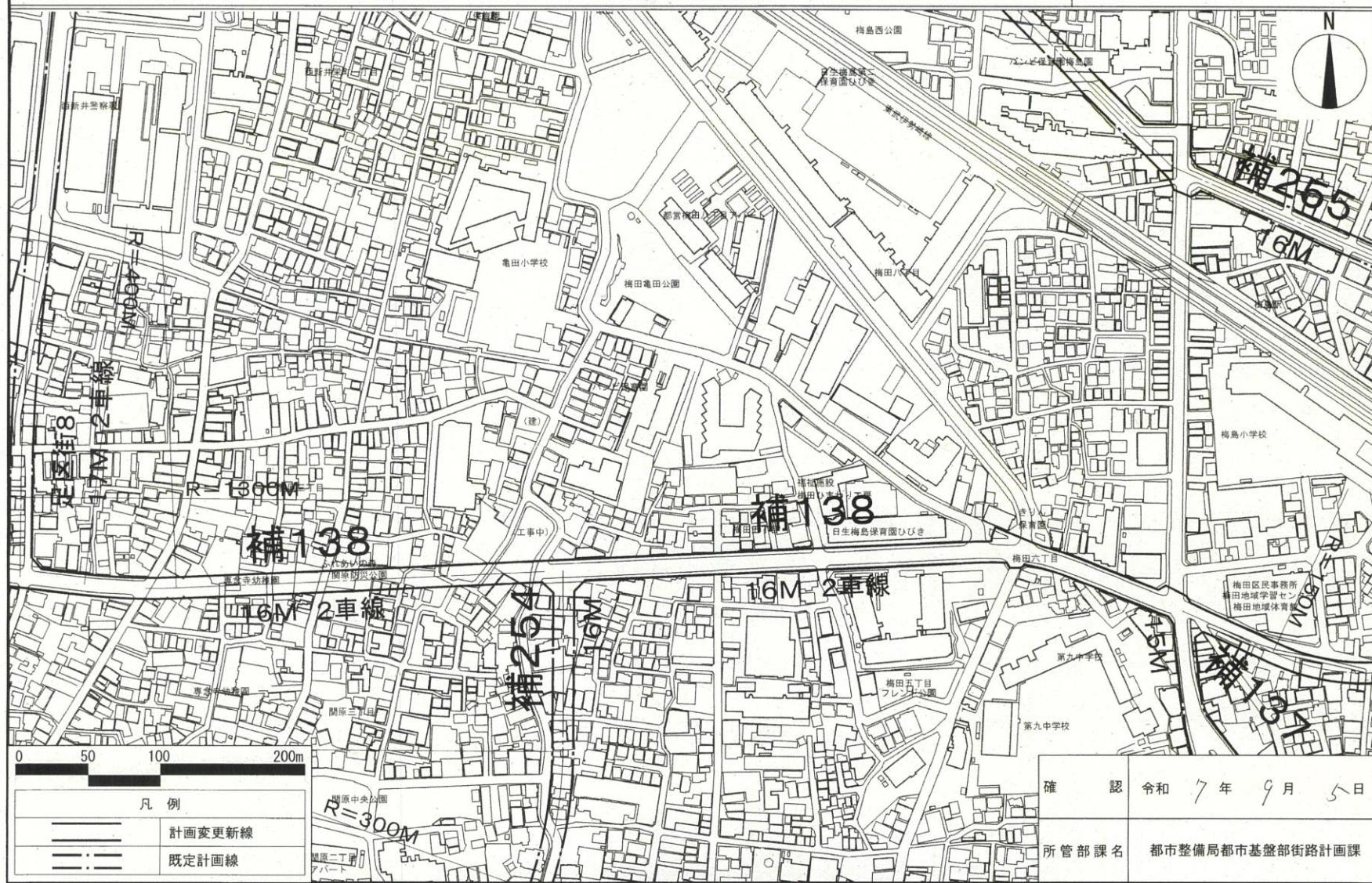
- この地図は、国土地理院長の承認（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1624号）して作成したものである。無断複写を禁ずる。
- （承認番号）6都市基街都第235号 令和6年12月4日

縮小版

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第138号線 計画図4

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



・この地図は、国土地理院長の承認（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1624号）して作成したものである。無断複写を禁ずる。
・（承認番号）6都市基街都第235号 令和6年12月4日

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第138号線 計画図5

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1624号）して作成したものである。無断複写を禁ずる。

（承認番号）6都市基都第235号 令和6年12月4日

縮小版



東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第138号線 計画図7

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



・この地図は、国土地理院長の承認（平29閏公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1624号）して作成したものである。無断複写を禁ずる。

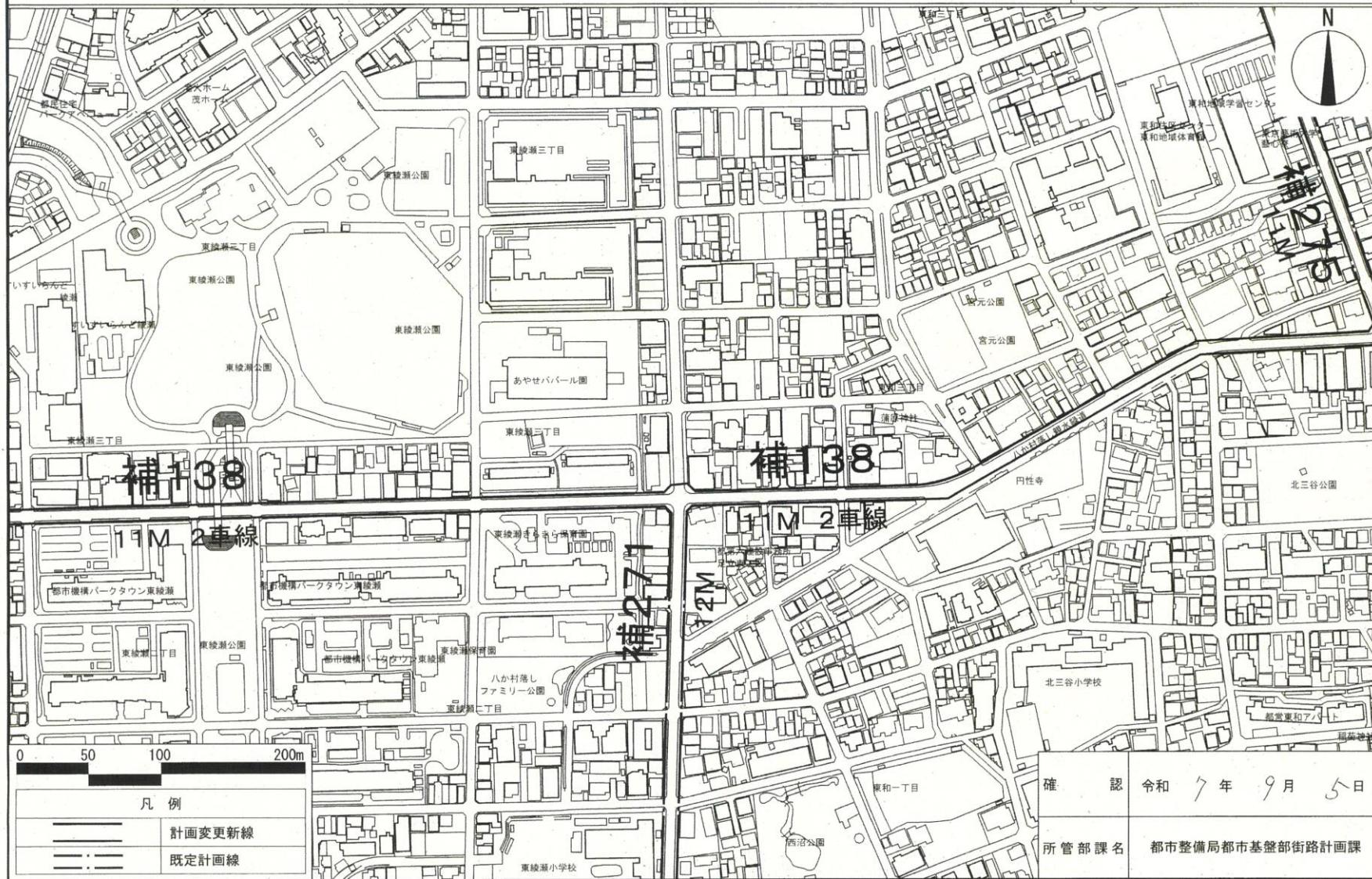
・（承認番号）6都市基都第235号 令和6年12月4日

縮小版

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第138号線 計画図8

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



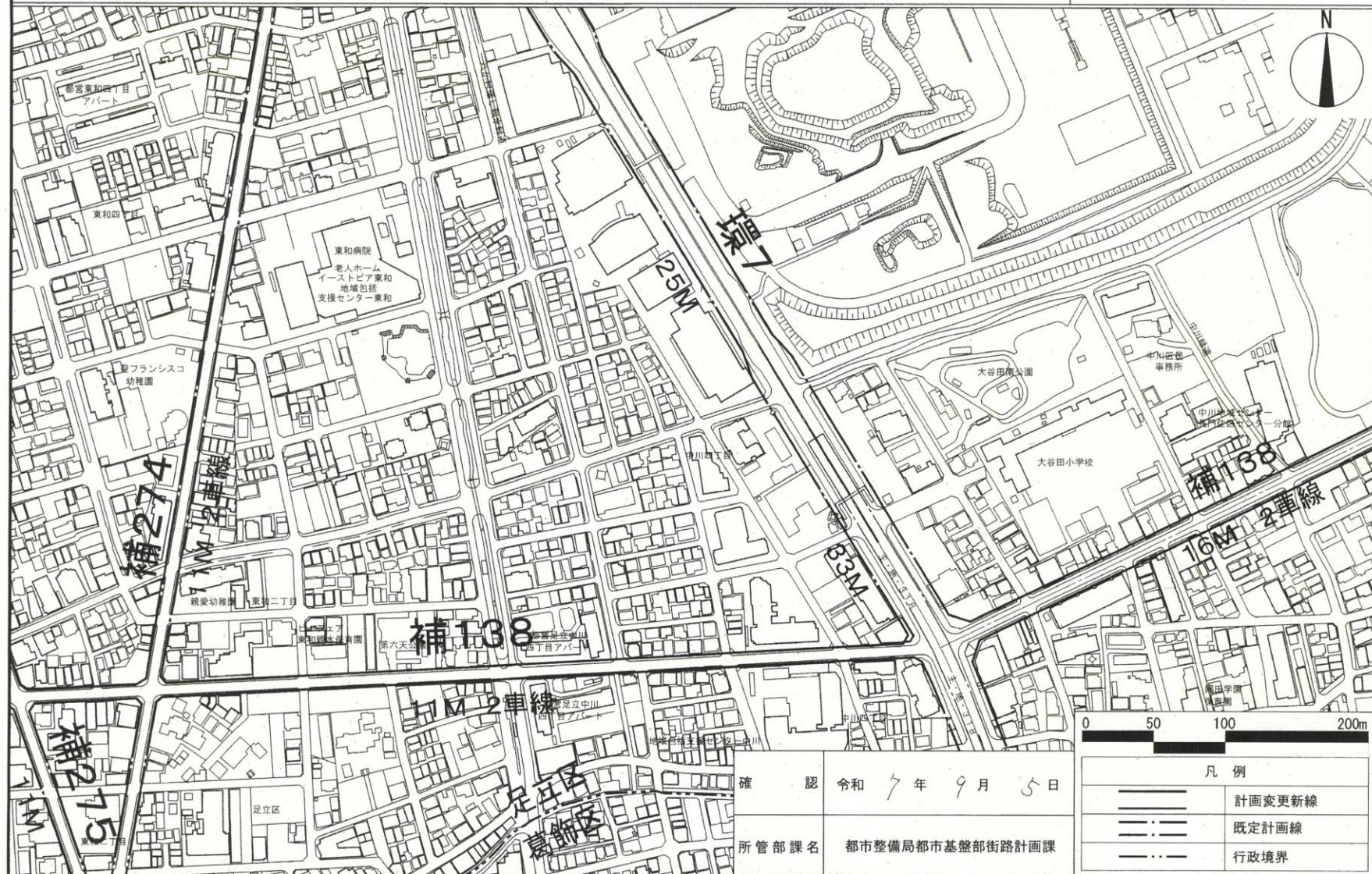
・この地図は、国土地理院長の承認（平29国土公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1624号）して作成したものである。無断複写を禁ずる。

（承認番号）6都市基街都第235号 令和6年12月4日

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第138号線 計画図9

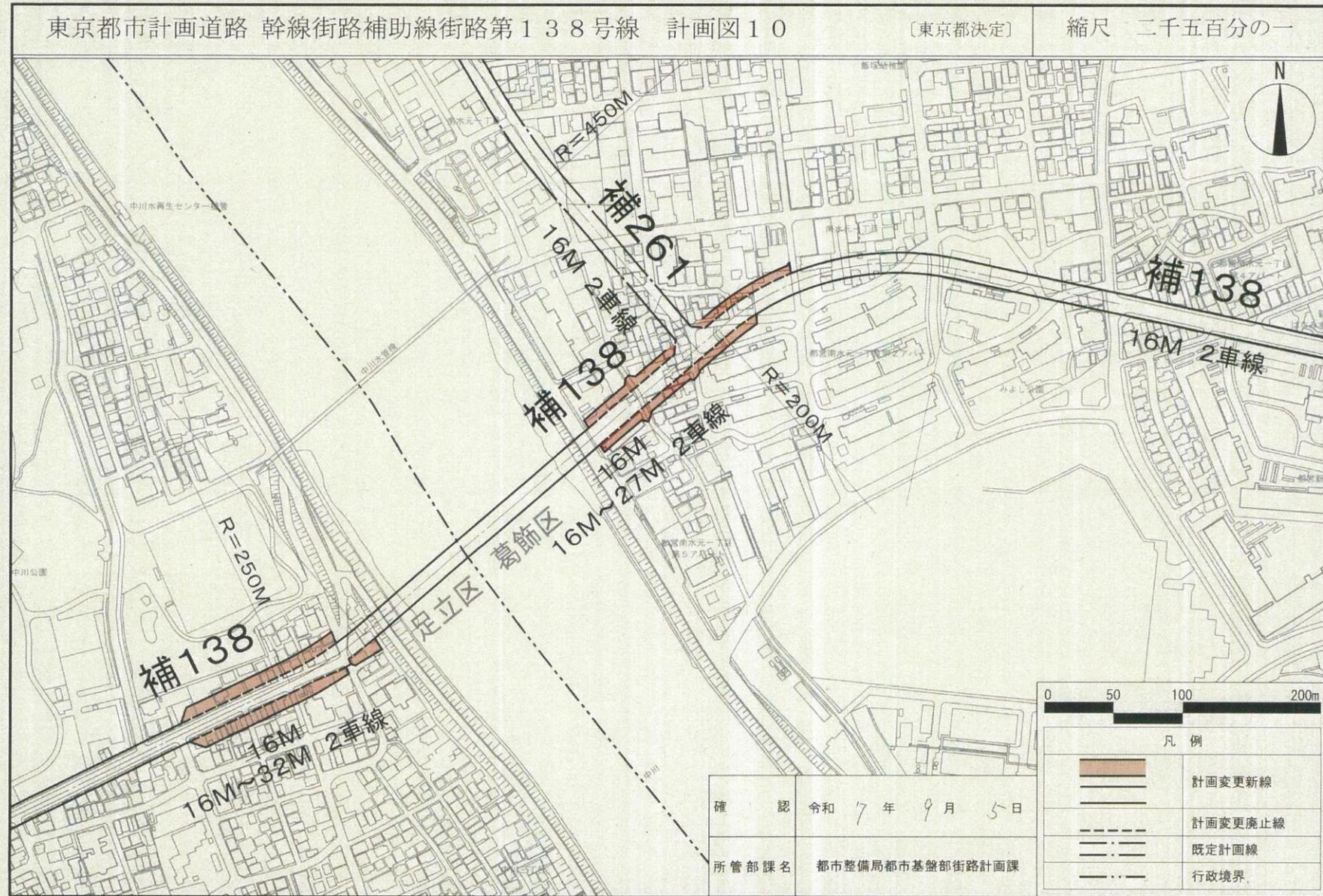
〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1624号）して作成したものである。無断複写を禁ずる。
 （承認番号）6都市基街都第235号 令和6年12月4日

縮小版

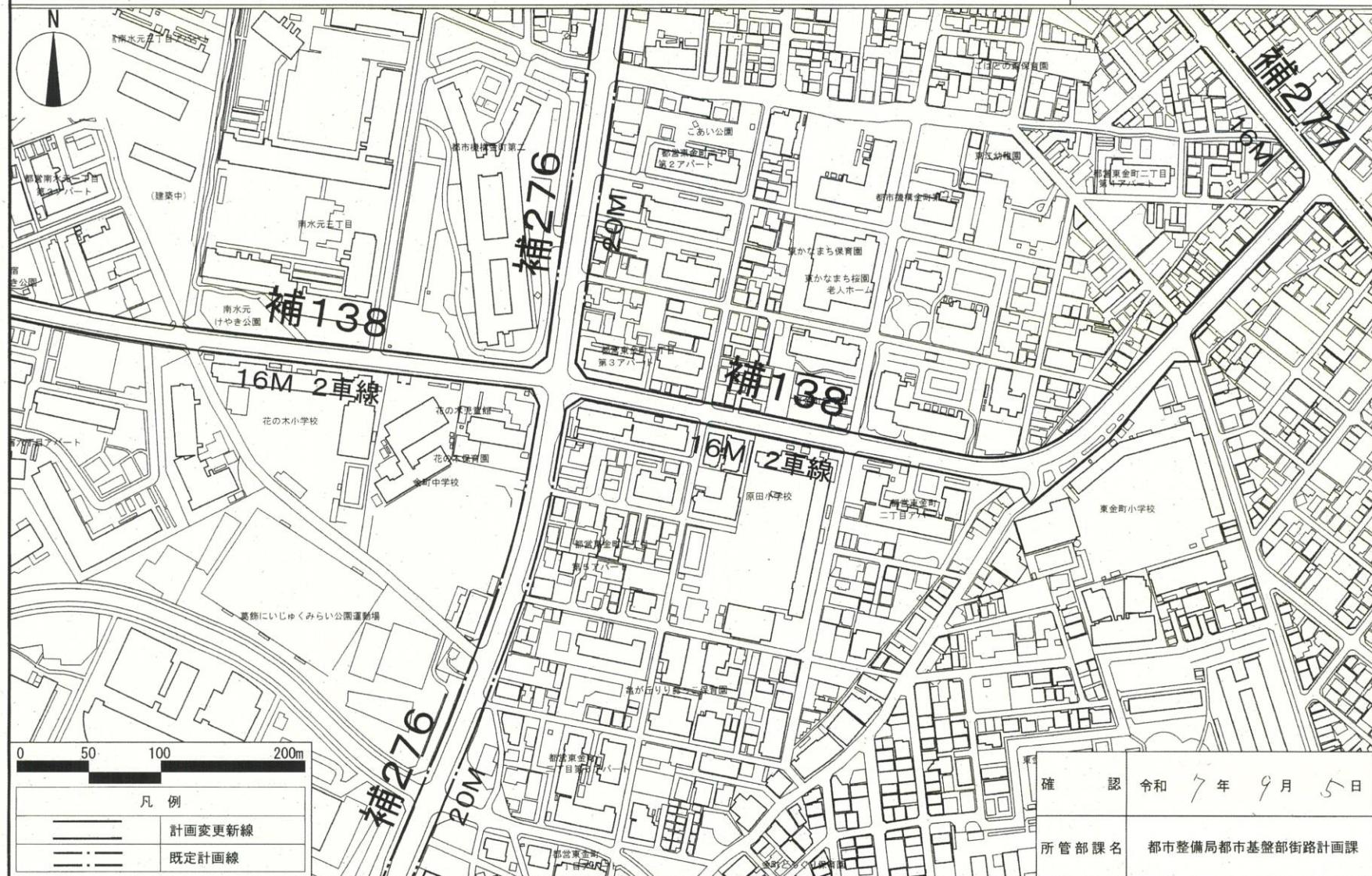


この地図は、国土地理院長の承認（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1624号）して作成したものである。無断複写を禁ずる。
 （承認番号）6都市基街都第235号 令和6年12月4日

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第138号線 計画図11

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平29閏公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1624号）して作成したものである。無断複写を禁ずる。
 （承認番号）6都市基街都第235号 令和6年12月4日